

ゆとりある老後の生活のために：小規模企業共済

(独) 中小企業基盤整備機構中国本部 共済部 杉田 勝彦

小規模企業共済は、小規模企業経営者の現役引退後の生活資金リスクに備えるために、国が用意した共済制度である。現役引退時などに、掛金と加入期間、共済事由に応じて法律に基づく共済金等を受け取ることができる。サラリーマンなどは加入できない経営者のための制度だ。掛金は全額所得控除の対象となるため、大きな節税効果がある。ご一読の上、ご自身はもちろん、お取引先やお客さまへの実りのある情報としてお役立てください。

年金だけで「ゆとりある老後生活」は可能か？

(公財) 生命保険文化センターの2016年度「生活保障に関する調査」によると、夫婦2人で老後生活を送る上で必要と考えられる最低日常生活費の平均額は月額で22.0万円、ゆとりある老後生活費を上乘せすると月額平均34.9万円となっている。ゆとりある生活、の使途は、「旅行やレジャー」がもっとも高く、以下、「身内とのつきあい」、「趣味や教養」と続く。一般的に自営業の方は、老後の生活資金として国民年金の老齢基礎部分がある。20歳から60歳まで保険料を満額払い込んでも、65歳から受け取る老齢基礎年金額は、月額にするると約6万4000円(2014年4月からの年金額は満額で77万2800円)で、当然に賅えない。サラリーマンには厚生年金があるが、自営業の方は加入できないため、公的年金の補完的商品として、小規模企業共済のご活用をお勧めしている。

選択肢のひとつとして～加入のメリット～

小規模企業共済は、掛金月額を1000円から7万円まで500円きざみで自由に設定し、状況に応じて増減額することができる。脱退時の受取額は、掛金月額、掛金納付期間、共済金請求(脱退)事由によって異なる。例えば月額3万円を15年間納付し、個人事業を廃業した場合、10年分割受取を選べると2ヵ月ごとに約10.6万円(税引き前)受け取ることができる。また、公的年金や確定拠出年金と異なり、60歳を過ぎていても現役である限り加入できるというメリットも見逃せない。一定の資格要件を満たせば、納付した掛金の範囲内で無担保・無保証人の貸付制度もある。

元気な小規模経営者(商工サービス業、農林水産業等)の皆さま、人生100年時代を見据えて、これから先の長いライフプランの充実のため、今すぐご検討ください。

最後にひとつ、「小規模企業共済制度」とかけまして、「葉書」と説きます。その心は？ どちらも、「頼り」、になります。お後がよろしいようで！